

第2章 史跡周辺の概要

1 自然環境

1) 地理的環境

旧居が所在する松江城下町は、北の島根半島を形成する北山山系、南西の宍道湖に挟まれた位置に造成されている。北部の島根半島は、日本海に面し、大山隠岐国立公園の指定を受けた美しいリアス式海岸と、宍道湖北山県立自然公園の指定を受けた緑豊かな北山山系から形成されている。

島根半島の海岸線は、国の名勝及び天然記念物潜戸、名勝美保の北浦、天然記念物多古の七つ穴、築島の岩脈などに代表される断崖と緑豊かな自然が雄大な景観を形成している。神話的風情を伝える景勝地と、美しいリアス式海岸が自然美に神秘的な雰囲気を加え、凛々しさと神々しさに満ちた独特の景観を醸し出している。

北山山系は、朝日山、枕木山、大平山などからなる 200m～500m の背稜山地であり、松江市中心地より俯瞰すればそれほど高くない山頂が連続し、宍道湖や中海、市街地の景観の背景となる均整の取れた山並みである。

城下町の南西部には、ラムサール条約登録湿地である汽水湖の宍道湖・中海があり、両湖

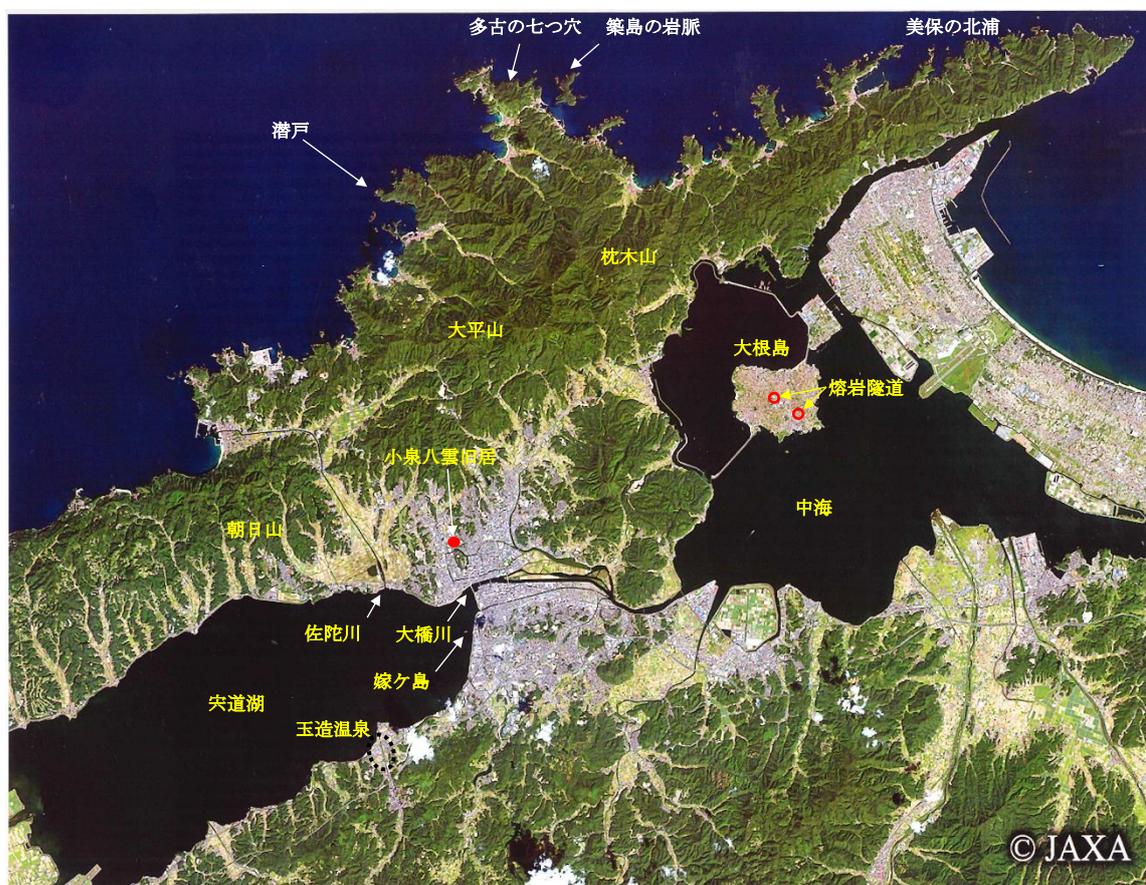


図 2-1 松江市域のオルソ画像（提供：JAXA 陸地観測技術衛星「だいち」（ALOS）の観測画像） 提供：JAXA

を結ぶ大橋川が市の中央を東西に流れている。宍道湖は、日本で7番目に大きな湖である。今から約7,000年前～6,000年前の縄文海進と呼ばれた時期には、海面は今より1mほど高くなり、中海から松江市街、宍道湖、出雲平野は一連の海峡であった。その後海面は徐々に低下し、また、主に斐伊川からの堆積物や約4,000年前の三瓶火山の噴火による噴出物の供給により出雲平野が急速に拡大していった。約2,000年前以降、宍道湖や中海は現在とほぼ同じような形になった。斐伊川の本流は古来、出雲平野西の神門水海をへて日本海へ注ぎ、一部が東の宍道湖にも流れるのみだった。しかし度重なる洪水の結果、江戸時代の初め頃には主に東の宍道湖に注ぐようになり、その後、京極忠高が藩主の時に大規模な築堤工事（若狭土手）を行うことによって、現在のように完全に東流する形に整備された。更に、天明7(1787)年松江藩松平家の7代藩主である治郷(不昧)のとき、解消されない洪水の対策や、新田・水運開発のため、宍道湖から日本海まで佐陀川(運河)を開削した。

海水と淡水が交じり合う宍道湖は、日本一の生産量を誇るヤマトシジミをはじめとして魚介類が豊富で、その四季折々の味覚は宍道湖七珍と言われる。冬はコハクチョウなど多くの水鳥が飛来する。湖面と空で占められる穏やかで広々とした空間は、松江に開放的な印象を与え、湖面に浮かぶ嫁ヶ島と夕日は水の都・松江を代表する景観となっている。

大橋川は、宍道湖の東端から松江市の中心部を抜け中海へと注ぐ一級河川であり、全長7.6km、流域面積は13平方kmを測る。中海に浮かぶ大根島は約19万年前に陸上で噴火してできた玄武岩の火山であるが、この島には特別天然記念物に指定されている大根島の熔岩隧道(幽鬼洞)と、天然記念物の大根島第二熔岩隧道(竜溪洞)がある。

松江市の南部には、中国山地に至る200m～600m前後の緑豊かな山々が広がり、平野部の豊かな水田地帯が美しい農村景観を形成しているほか、玉造温泉をはじめとする温泉



図2-2 史跡小泉八雲旧居周辺の地質図（「出典：5万分の1地質図幅「松江」鹿野ら、産総研地質調査総合センター」に史跡の位置等を加筆）

資源にも恵まれている。

《地質環境》

松江城周辺の地層は、新生代古第三紀の花崗岩類を基盤に、新第三期の地層が重なっている。新第三紀前期中新世から中期中新世の地層は、下から古浦層、成相寺層、大森層、布志名層、松江層で構成される。この上に後期中新世の和久羅層安山岩が重なっている。第四紀には大根島の噴火によって、大根島玄武岩が生成された。各層の内、古浦層は島根半島東部に分布し、成相寺層は、松江市北部に広く分布する。松江層は大橋川を中心に分布している。和久羅層安



図 2-3 松江平野北部鳥瞰図 松江城築城直前(1600年：慶長5年頃)『松江市史 別編1松江城』口絵12を加工転載

山岩は、和久羅山周辺及び嵩山周辺に分布している。

図 2-2 が示すように、松江城が立地する亀田山と堀を隔てた赤山は、松江層の砂岩で構成されている。この地層図を見ると旧居の敷地については、松江層に含まれていないようにも見える。そうすると旧居の立地場所は、掘削された宇賀丘陵から僅かに外れていたことも考えられ、それが旧居の建物敷地の支持層と水はけの問題に影響している可能性がある。なお、図 2-3 は、城下町建設前の地形の予想図である。天守のある亀田山の西側一帯には、「ふけ田」といわれる湿地帯が広がっていることが分かる。この一帯(黒田町)は、現在でも雨が続くと水はけが悪く冠水しやすい地区である。

2 社会環境

1) 松江市の位置・交通アクセス

現在の松江市域は、東西約 41km、南北約 31km、面積は 572.99k m²となっている。松江市は山陰地方の中央に位置し、島根県の県庁所在地として政治・経済・文化の中心的役割を担っており、企業の本支店、官公庁、大学などの高等教育機関、病院、商業施設などが集積している。平成 24(2012)年 4 月に特例市、平成 30(2018)年 4 月に中核市に移行した。

本市と他圏域を結ぶ交通機能は、国道、高速道路、空港、鉄道、航路が整備され、道路網については、山陰地方を東西に結ぶ国道9号線（山陰道）と、山陽・四国方面につながる国道54号線が交わっており、道路交通の主要な結節点となっている。空路については、出雲空港と米子空港の二つの空港のおよそ中間に位置し、かつ30km以内と近距離にあることから、利便性の高い地域となっている。また鉄道網は、山陰地方を東西に結ぶJR山陰本線があり、山陽方面に繋がるJR伯備線に接続している。また、出雲大社、出雲市駅に繋がる一畑電車もあり、観光客の利便性に役立っている。

航路では、本市と隠岐を結ぶ隠岐航路、外国等との物流港である境港に隣接している。近年、これらの利便性の高い交通網や、地理的条件を背景として、宍道湖・中海を囲む一帯においては県境を越えた連携・交流が進められている。

2) 松江市の人口

令和2(2020)年2月の松江市の人口は203,616人で、平成27(2015)年国勢調査時と比べると2,614人減少している。世帯数は、85,593世帯で平成27(2015)年と比べると2,562世帯増加している。平成28(2016)年以後、県外転出の減少による社会増の傾向も見られるが、自然減を補うほどではなく、緩やかな減少傾向にある。

人口構成は15歳未満の年少人口割合の低下と、65歳以上の老年人口割合の上昇が続き、少子高齢化が進んでいる。

3) 松江市の産業

国勢調査による産業への就業者人口の内訳は、平成27(2015)年と比較すると令和2(2020)年度時点で第1次産業就業者の割合が5.8%から3.2%、第2次産業は、20.2%から17.9%と減少し、第3次産業は、74%から76%で、第3次産業の就業者割合が増加している。

また、在住する外国人の人口は、1,508人で、平成27(2015)年と比較すると519人増加している。なお、国籍別構成割合は、中国21%、ベトナム20%、フィリピン18%、韓国・朝鮮15%、ブラジル3%、アメリカ3%である。

4) 松江市の観光

昭和26(1951)年3月、「ラフカディオ・ハーン（小泉八雲）の文筆を通じて世界的に著名である」として、「松江国際文化観光都市建設法」が公布され、松江は京都、奈良に続いて国際文化観光都市となった。その後、現在に至るまで市内には自然、歴史、文化を生かした観光施設が充実し、年間観光入込客数は、平成25(2013)年の出雲大社本殿遷座祭と平成

岐両国 24 万石(23 万 5 千石とする史料もある)の領主として慶長 5(1600)年に出雲国に入国する。堀尾吉晴は、尾張国御供所村(現在の愛知県丹羽郡大口町)で生まれ、織田信長、次いで豊臣秀吉に仕える。吉晴は秀吉の家臣として活躍し、近江国佐和山城主、遠江国浜松城主などを歴任する。秀吉の死後は、忠氏が関ヶ原の戦いで徳川方として活躍した。出雲に入国した堀尾氏は、当初、月山富田城(安来市)に入城したが、その後、城地移転を幕府に願い出て許可を得ている。城地移転については、様々な理由が考えられるが³⁾、まず一つは、織豊期以降、領国支配の方法として兵農・商工農分離政策が採られ、城下には武士層を集めるための広い居住空間と、その消費を支える商工業者の居住空間が必要になっていたこと、第二に鉄砲伝来以降、大幅な戦術の革新が進められた結果、富田城のように多くの丘陵や谷に囲まれた山城では、鉄砲を中心とする近代戦に不向きであったこと、第三に堀尾氏の領地の中で、富田城が隣国(米子藩⁴⁾)に寄りすぎていること、最後に、宍道湖から外海までの重要な水運ルートを結ぶ白潟という港と商人・職人町が整っていたことなどが挙げられる。⁵⁾城地が定まって、慶長 12(1607)年から城下町建設が開始されるが、城下町が造成される前の塩見縄手付近は、宇賀丘陵と呼ばれる丘陵地帯で、後に天守をはじめとする城郭施設が建てられた亀田山と、北方の赤山とを連結する場所にあたる。今まで信じられてきた伝説では、この丘陵を掘削し大規模な内堀を築くことで、城下町全体の造成土を得たと伝えられてきた。しかし、近年の発掘調査の成果や松江市史編纂に伴うボーリング調査によって、宇賀丘陵の掘削土のみでは、造成に必要な土量には全く足りないことが判明している。なお、宇賀丘陵の掘削土は本丸内の土塁や外曲輪、馬溜、大手前、一部の主要武家屋敷地などで検出されている⁶⁾。

発掘調査で判明した、城下町全体の造成土の調達方法は、東西南北の大溝の掘削や屋敷地内での土坑の掘削によるもので、大溝は、造成土を乾燥させるための流路としても利用され、土坑は、廃棄土坑としても活用された。調達した造成土は、調達したそれぞれの屋敷地に使用され、建物を建てる部分のみに土盛りをする「島状整地」が採用された⁷⁾。

城下町は、このような方法で造成され、旧居がある塩見縄手地区の西側は、幕末まで一貫して中・下級武士の武家屋敷地として利用された。

《旧居の敷地のなりたちと当時の景色》

旧居と記念館の敷地は、もともとは一軒分の広い屋敷地で、松江藩士の藤江八郎兵衛が当主だった天保 6(1835)年頃に届け出て、藤江(南向)と大島八助(西向)の 2 軒に分割した。その後、嘉永 7(1854)年に屋敷替えて吉岡源八郎が「旧居」の地に住み、元治元(1864)年に根岸家の 9 代目、保蔵(小石^{しょうせき})が居住することとなった⁸⁾(以下 根岸保蔵を「小石」という)。根岸家 12 代当主の啓二の妻、根岸道子が残した「ヘルン旧居覚書」(平成 16(2004)年)の中で、小石が記したのもとして「景色の良いのは家中、屋敷中にも稀にみるところ。向い側の堀端に家は一軒もなく西側前方は家の前の松並木を隔て、新橋・稲荷橋から城山の翠濠を眺め、東側は遙か雲峰

大山を望み、裏手の北には真山(山中鹿介城址)白鹿の連山の景を賞す。井戸には清水が豊かに湧き・・・」と良い家を得た喜びが綴られていることを紹介している。また、同書では、旧居の取得を文久2(1862)年としている。

《根岸家と旧居での八雲の生活》

根岸家は、旧藩時代において、代々番頭をつとめる禄高300石の家であった。根岸^{たてお}干夫は、明治維新後、県職員として採用され島根県内各郡の郡長を歴任したが、八雲の在松時代は神門郡ほか2郡の郡長として今市町(出雲市)に赴任しており、そのため旧居は、空き家になっていた⁹⁾。

八雲は、明治23(1890)年4月に来日し、同年8月30日に松江に到着した。八雲の松江での滞在期間は、1年3ヶ月と短かったが、島根県尋常中学校と師範学校の英語教師として高い評価を得るだけでなく、その後の著作の元となる多くの取材を行っている。八雲の松江滞在での最初の宿は、富田旅館(現大橋館の東側)で、ここに約3ヶ月を過ごしたのちに大橋北詰西側の織原家の離れ屋敷(現皆美館の東の川沿いの家)に転居し、ここで伴侶となるセツ¹⁰⁾が住み込み女中として働くことになった。八雲がセツと結婚したのは、この借家時代で、ここで結婚式を挙げた¹¹⁾。しかし、手狭であったことと八雲が武家屋敷に住むことを望んだため、根岸家に移った。根岸家での生活はわずか約5ヶ月間と短かったが、八雲の著作『知られぬ日本の面影』の「日本の庭」の中で南西隅の鯉瓦や水盤、景石、池とその生き物について愛着を込めて詳述した上で「私はすでに自分の住まいが、少々気に入りがすぎたようだ。毎日学校の勤めから帰ってくると、一中略一庭に面した縁側の日陰にしゃがみこむ。こうした素朴な楽しみが、5時間の授業を終えた一日の疲れを癒してくれる。」と記している。この旧居の庭は、8代当主根岸^{しょうしゅう}小舟、^{しょうせき}小石父子の作庭になると書かれたものや、9代当主小石、干夫父子¹²⁾の作とするものがあるが、根岸道子の「ヘルン旧居覚書」では、明治元年(1868)に小石、干夫父子が作庭したとしている。

八雲は、この家で西奥の六畳の座敷に机を置いて書斎とした。書斎は北の庭に面していて、そこには小さな池があり中には蛙などが棲んでいて、八雲は、時折その池を飽くことなく覗き込んでいた。前室の八畳の座敷は、客間や居間として使用し、書斎の東隣の六畳の仏間は、セツの部屋だった。他の同居人は、女中の高木^{やお}八百だけであった。また、八雲は住居や庭が気に入っているだけでなく、北に隣接する後背地の森の山鳩や鶯が鳴く情景も詳しく記述しており、それらも気に入っていた。この場所は、赤山と呼んでおり、現在、島根県立松江北高等学校(以後、「北高」という)が建てられているが、旧居側の斜面は旧景が残されており、八雲が生活した頃を偲ぶことが出来る。この北側に隣接する土地の一部は、八雲が愛した庭の景観を維持するため昭和29年度に松江市が取得し、旧居の北側保全地として松江市で管理している。

八雲がこの家に強い愛着を持っていたことを知ることができる話が、前出の「ヘルン旧居覚

書」に収録されているので紹介する。「明治 29 年、干夫は八東郡郡長となって松江に帰り我が家に戻った。その時、引っ越しの荷物が届く頃、磐井(干夫の長男^{筆者註})の妹が門に出て見ると、家の前の道を一人の外国人が行ったり来たりしながら門の内をのぞく姿があった。“もしやヘルン先生?” と思い、声をかけ手まねきして家の中に招き入れた。ハーンはとても喜んで“我が家に帰りました”と懐かしそうに家の内外を眺め、ゆっくりと 2 時間を過ごして神戸に向かったという。」ここで紹介された明治 29(1896)年は、八雲が神戸クロニクル社を退社した翌年で、東京帝国大学から招聘を受けたため、神戸から上京する年である。この頃は、山陰と山陽は、まだ鉄道が開通していないため、神戸からは大変な長旅だったが、八雲には、それでも惹きつける強い思いが、この家にあったと想像される。

この旧居での八雲の生活の詳細については、桑原羊次郎¹³⁾が当時の住込み女中を勤めた高木八百(当時 18 歳)らに聞き取りをして書き記した「松江に於ける 八雲の私生活」(島根新聞社刊 島根叢書⑩1950 年)に詳しいので、その内容を表 2-1 にまとめる。

《八雲の顕彰活動と旧居の保存運動》

旧居の顕彰活動と保存運動の発端となったのは、松江・熊本・東京帝国大学と八雲に教えを受けた根岸磐井が、日本銀行在職中に東京の書店で、恩師である八雲の『知られぬ日本の面影』上下 2 巻を求め、その中に収録されている「日本の庭」を読み、そこに愛情を持って詳述されていたのが自分の育った実家とその庭であることに驚いたことによる。彼は、読んだのちに顕彰活動の必要性を感じ、日本銀行を辞め松江に帰郷して、松江銀行に勤務するかたわら顕彰活動の推進と記念館設置を目的とする「八雲会」の設立に尽力した¹⁴⁾。

帰郷した磐井は、希望者に自宅の見学を許すとともに、大正 6(1917)年から、八雲離松後に、父干夫が増築等をした主屋を八雲在住当時に戻す工事を行い、工事完了後の大正 9(1920)年からは一般公開するとともに恒久的な旧居の保存を訴えた。また、八雲の遺品を保存展示する記念館の建設にも尽力した。その記念館は、小泉セツが没した 2 年後、磐井の没後の翌年の昭和 9(1934)年に開館し¹⁵⁾、旧居は昭和 15(1940)年に国の史跡に指定され、ここに八雲会と磐井の宿願は達成されることになった。

昭和 26(1951)年に京都、奈良に次いで施行された松江国際文化観光都市建設法(法律第 7 号最終改正:平成 11 年 12 月 22 日法律第 160 号)の第 1 条では、「—前略— ラフカディオ・ハーン(小泉八雲)の文筆を通じて世界的に著名であることにかんがみて、同市を国際文化観光都市として建設し、その文化観光資源の維持開発及び文化観光施設の整備によって、国際文化の向上を図り世界恒久平和の理想の達成に資するとともに、わが国の経済復興に寄与することを目的とする」と、法律条文の中で個人名を記して八雲の果たした業績を評価している。

なお、八雲の著作と生涯については、表-2-2 と表 2-3 で紹介する。

表 2-1 旧居での八雲の私生活 出典「松江に於ける 八雲の私生活」(桑原羊次郎著 昭和 25 年 島根新聞社)より ※旧居の生活は、当時 18 歳で住込み女中として働いていた高木 八百の記憶による。なお、聞き取り調査は、すべて昭和 15 年中に複数回行われた。

項目	高木八百からの聞き取り内容	備考(富田旅館主人の妻からの聞き取り内容も含む)	
住の部	書斎	北向きの池の前の六畳	
	居間兼客間	中央の九畳の間	
	庭の砂	前庭は荒島砂という大粒の大豆か小豆大の砂。北庭は、一寸大の黒の玉砂利。	靴下のまま庭に降りていたが、玉砂利などがあったため座敷を汚すことはなかったとの話。
	寝室	中央の九畳の間で敷布団を沢山重ねて寝た。	
	セツの部屋	書斎の東隣の五畳半	
	八百の部屋	湯殿側の二畳の部屋	湯殿側には、現在、四畳の間があり、幕末の根岸家の家相図も同様である。
	風呂	八雲時代は、木製小判型の風呂桶だった。	
	台所	八雲時代と昭和15年時点とで中に変化はない。	
衣の部	服装等	学校：洋服	セツは、終始和服で丸髷。それが八雲のお気に入りの服装だったとの話。
		旧居：洋服と和服を併用。夏服は白洋服。寒いときは洋服のままのこともあった。和服も一通り所持。	洋服で常時着用したのは鼠色の服との話。
		茶色の中折帽	
		旧居では白足袋。外出は、和服の時も靴履。	富田旅館では、学校から帰ると浴衣に着替えて、絶えず書き物をしていたとある。
		八百は、外套も襟巻も無かったと答えている。	セツ夫人の『思い出の記』には、「ストーブがないため冬の授業中の寒さに耐えられず、同僚に相談してオーバーコートを着て授業した」とある。
食事と嗜好品	朝食	牛乳2合、生卵5個が常食	来松時の富田旅館時代と同じ。
	昼食	曳野旅館から取り寄せ。煮しめ物と卵を使った日本料理を好んだ。	曳野旅館は、当時、日銀支店(現カラコロ工房)の位置に建っていた。
	夕食	必ず洋食で材木町(現東本町)にあった西洋料理店「魚才」から取り寄せた。必ずビーフステーキがあり、コーヒー、パンが付いて5品ほど。	「刺身も食べたか」との問いに「煮付けと焼き魚は食べたが、刺身はあまり食べなかった」との話。富田旅館時代は、和食中心の食事をしたとある。
	飲酒	夕食後に必ずビール2本を飲んだ。肴は、卵黄製の黄色い花卉で中央が紅色の「黄金牡丹」という柔らかい菓子を5～6個。	ビールは、松江大橋北詰の山口薬局から朝日ビールを取寄せ。「黄金牡丹」は、今は見当たらないとの八百の話。
	喫煙	葉巻と日本の刻み煙草を好む。	煙草の火が無くなったときはセツの江の島土産の法螺貝を吹いて合図をしたと書かれたものがあるが、当時、セツは江の島に行ったことはなく、八百も法螺貝を見たことはないとの話。※東京時代の話か
習慣	起床	8時頃起床し、台所で洗面した。	
	就寝	10時頃。それまでは書斎で執筆。	
	通勤	8～9時。昼頃帰宅。	
	執筆	執筆中は、セツも八百も部屋に入るのは遠慮したが、それほど嚴重ではなかった。また、書直しの反故紙が多量にあったが、毎日の風呂焚きで燃やした。	
	嫌悪したもの	割り木を焚いた煙が、嫌いでそのため炊事や風呂も炭火を使用した。	昼食・夕食を他所より取り寄せたのも八雲が割り木の煙が大嫌いであったため。入浴は毎日で入浴時間は極めて短時間で、所謂「鳥の行水」との話。
	暑気	日光に当たるのは大好きで、太陽直射の中で、庭の飛石や荒砂の上に度々大の字になった。	

交友	来客	西田千太郎以外の来客は少なく、西田が来たときは、よく日本酒を出した。帝国大学教授のフロレンツが訪ねてきたことがあった。	生徒や西田が訪ねる程度で、来客は少なかったが、外国人が一度訪ねてきて、最初は面会を断ったが、玄關で八雲が会った後、居間に通して話が弾み、その外国人は、その後大社参詣に向かったとの話。
夫婦の 出の 会話と 外	会話	八雲は、和英対訳の辞書を使用して、それで用事は片付いたが、間違いはよくあった。	セツ夫人も英単語をカタカナ書きしたノートを持っていた。大事な用談は、西田千太郎が立ち会ったとの話。
	外出	八雲が好んだ海水浴は、夫婦で行った。また、買物も大概夫婦一緒だった。ただし、神社・仏閣・旧跡・名所は西田千太郎と一緒に行くことが多かった。	
その他	暖房具	六月からだだったので部屋には火鉢一つ。	煙草を吸うので火は絶やせなかったとの話。
	鞆	学校へは風呂敷包で通勤。手鞆は持っていなかった。	
	庭に降りるときの履物	靴も下駄も履かず靴下のみで庭に降りた。	八雲は日本式の履物は、うまく使用できなかった。割竹の下駄を履いて庭に出たと書かれたものがあるが、それを見たことは決していないとの話。
	ペット	八雲は「日本の庭」にあるように小虫すら愛護して、無益な殺生に憤慨した。	織原家の借家から移ったときは、猫と一緒に非常にかわいがったが、一度引掻かれたことがあったため、他家に譲った。籠手田島根県知事の令嬢から見舞いとして、籠に入れた鶯をもらって大切にしたが、飼育方法には困っていた。熊本転勤の際に、西田千太郎に譲った。それまでの世話は八百が行ったとの話。
	一畑薬師	八百か八百の母がセツの指示で、毎月、一畑薬師に眼疾回復の祈願をした。	八雲の一畑薬師参詣は、富田旅館時代に一度あったと聞いたが、その後はなかったとの話。
	病院	明治24年(1891)冬、寒さで10日ばかり病氣して田野医院にかかる。	註：田野医院は芋町にあった病院。医院長は田野俊貞。後藤新平と親交が深く、衛生思想の普及など島根県の医学界の礎を築いた。(筆者註)

表 2-2 小泉八雲の著作一覧

網掛けは、在松時の取材で執筆された著書。以後、日本での作品。

	書名	発表年	概要
1	『異邦文学残葉』	ページ・バイガー編、1884(明治17)	最初の作品集。世界各地の神話・伝説27話の再話物語集。
2	『ゴンボ・ゼーブ』	1885(明治18)	ルイジアナ、ハイチ、マルティニーク、トリニダード、仏領ギアナ、モーリシャスの6地域に伝わるフランス語系クレオール語の諺を集め翻訳と注をつけた辞典。
3	『クレオール料理』	1885(明治18)	ニューオーリンズ万博に向けて出版された3冊のうちの1冊。ニューオーリンズのベテラン主婦たちから聞き書きして多数のレシピを集め、世界初のクレオール料理のレシピ集として刊行された。
4	『ニューオーリンズ周辺の歴史スケッチと案内』	1885(明治18)	ハーンはニューオーリンズで10年間を過ごし、この街の文化や魅力に深く惹かれた。この地は、フランスとスペインの支配時代の影響が強く残る街であり、自身が魅了されたニューオーリンズの文化や風景をスケッチや記事で紹介した。
5	『中国霊異談』	1887(明治20)	中国の古い伝記物語6篇を再話し、収録した物語集。
6	『チータ』	1889(明治22)	初の小説。二十数年前にデルニエール島を襲ったハリケーンで生き残った少女チータの生涯を、聞き書きと自らのグランド島滞在の体験を踏まえて物語化した。
7	『ユーマ』	1890(明治23)	2作目の小説。マルティニーク滞在中に聞いた奴隷反乱の実話に基づいて構想された。
8	『仏領西インド諸島の二年間』	1890(明治23)	八雲は1887年7月にニューヨークからマルティニークに向かった。約2年間の滞在の印象記。紀行文や生活風景のスケッチ、随想、島の民話の再話などからなる。
9	『シルヴェストル・ボンナードの罪』	1890(明治23)	フランスの詩人・小説家アナトール・フランス(1844年 - 1924年)が1881年に発表した小説の翻訳。
10	『知られぬ日本の面影』第1巻、第2巻	1894(明治27)	来日第1作。旅行記、ルポルタージュという文学ジャンルでの頂点にある著作。松江・出雲を中心に山陰地方の基層文化を五感を駆使し民俗学的な手法で観察し文学的に表現した。
11	『東の国から』	1895(明治28)	熊本および九州各地の見聞、紀行、随筆。『知られぬ日本の面影』とは異なり紀行文より再話と随想の比重が高まっている。
12	『心』	1896(明治29)	日本の民衆の内面生活を短編の随想で描き出した。凶悪犯の涙と彼を連行する警察官の涙をテーマとした「停車場にて」は中でもとりわけ傑作といわれる。
13	『仏の畑の落穂』	1897(明治30)	仏教思想の理論的研究に打ち込んだ八雲の成果が発揮された作品。巻頭の「生き神」で地震による津波から村人を救った庄屋が「生き神」として祠に祀られた経緯を物語化した。「tsunami」の語彙が西洋世界に知らされた作品。
14	『異国風物と回顧』	1898(明治31)	東京に移ってはじめて上梓された作品集。「異国情趣」と「回顧」の2部構成。富士登山の体験紀行文「富士の山」が巻頭に置かれている。蛙を詠んだ句の翻訳と解説を試みた「蛙」では日本人の偏見のないオープンマインドな自然観を評価している。
15	『霊の日本』	1899(明治32)	収められた14編の短編のうち、4編が本格的な再話作品となっている。この頃から妻セツの語る日本の怪談再話に重点が置かれる。
16	『影』	1900(明治33)	第1部の再話文学、第2部の考証、第3部の随想からなる。再話文学を重視する意図が冒頭においたことから窺える。
17	『日本雑記』	1901(明治34)	構成は『影』と同様、再話文学、考証、随想の3部構成。「破られた約束」は妻セツから聞いた出雲の民話に基づいたもので文学性の高さが評価されている。焼津滞在(魚屋山口音吉宅)の随想も含まれる。
18	『骨董』	1902(明治35)	9編の再話文学と11編の随想からなる。再話文学では、人間と超自然との交渉やその結果としての報いを抑制した文章で綴っている。「草ひばり」や「露のひとしづく」は八雲の世界観があらわれた晩年の傑作と言われる。
19	『怪談』	1904(明治37)	八雲の再話文学のジャンルにおける最高傑作とされる著作。妻セツの語る日本の怪異伝承に文学的魂を吹き込んで英語で翻案した。同書は世界の多くの言語に翻訳されている。
20	『日本一ひとつの解明』	1904(明治37)	アメリカのコネル大学で行う予定だった日本文化に関する連続講義が中止になったため1冊の日本文化論としてまとめなおしたもの。八雲の遺作となった。後に本書は、マッカーサー元帥の右腕といわれたボナ・フェラーズ准将を介して、戦後日本の象徴天皇制の道を切り開いたきっかけを与えたといわれる。
21	日本お伽噺(ちりめん本)	1897~1922	『猫を描いた少年』1897、『化け蜘蛛』1899、『団子をなくしたお婆さん』1902、『ちんちん小袴』1903、『若返りの泉』1922

※ 再話文学とは、元の物語のストーリーラインや人物、出来事などを残したまま、現代風の文体で読みやすく書き直されるもの。

※ 明治中期から昭和初期にかけて出版された小型の和綴じ本で、細かく皺を寄せたりめん状の和紙を使用していることから「ちりめん本」と呼ばれる。

出典：「小泉八雲、開かれた精神の航跡。」小泉八雲記念館図録 小泉八雲記念館 2016年 P90~P94

註

- 1) 「松江市史 通史編 2 中世」松江市 平成 28(2016)年第 4 章 第 2 節 中世水運の展開と港湾都市の形成 P435
- 2) 『中世水運と松江-城下町形成の前史を探る-』長谷川博史 平成 25(2013)年 松江市ふるさと文庫 15 P56～P59
- 3) 『城下町松江の誕生と町のしくみ』松尾寿 平成 20(2008)年 松江市ふるさと文庫 5 P24～P25
- 4) 関ヶ原の戦いののち、伯耆国 17 万 5000 石の領主として、中村一忠が入国し立藩した。慶長 14(1609)年に一忠が 20 歳で急死すると、領国の継承は認められず、中村氏は改易となった。翌慶長 15(1610)年 美濃黒野藩主・加藤貞泰が 2 万石の加増を受け、6 万石で米子に入部する。貞泰は大坂の陣において軍功を挙げたことから、元和 3(1617)年に伊予大洲藩に移され、米子藩は廃藩となった。
- 5) 2)に同じ
- 6) 「松江市史 別編 1 松江城」松江市 平成 30(2018)年 第 4 章 松江城下町の造成 第 2 節 城下町の造成 五 宇賀山の伝承の検証 P258～P260
- 7) 「松江市史 別編 1 松江城」松江市 平成 30(2018)年 第 6 章 松江城下町の造成 第 2 節 武家屋敷地の発掘調査成果 P393
- 8) 『松江城下武家屋敷明細帳 奥谷三』(広島大学附属図書館所蔵)、『松江藩列士録』(島根県立図書館蔵)松江歴史館主任学芸員新庄正典氏の御教示による。
- 9) 「松江市史 通史編 5 近現代」松江市 令和 2(2020)年 第 2 章 近代松江市域のあゆみ 第 4 節 学都松江と地域の文化 P382～P387
- 10) セツの母はチエといい松江藩の家老も務めた塩見家の長女として生まれた。チエの嫁入り先の小泉家は、御番頭をつとめ禄 500 石を食んだ家柄だった。このように塩見家も小泉家も松江藩では名門であったが、明治の秩禄処分以降没落し、セツは明治 10 年代前後に、親戚の稲垣家の養女となった。
- 11) 『松江に於ける 八雲の私生活』桑原羊次郎 島根叢書⑩ 島根新聞社刊 昭和 25(1950)年 P18、『ヘルン第二の住まい―「諸説に終止符を」―』押田良樹 ヘルン第 59 号 2022 年 八雲会編によると、織原家の離れ屋敷は、現存する皆美館脇の小路の東側に沿って建っていた。建物は、残念ながら富田旅館ともに現存しないが、両所に記念の石碑が建っている。
- 12) 根岸家の家系は、8 代小舟、9 代小石、10 代干夫のとき明治維新、11 代磐井、12 代啓二である。磐井の悲願だった国の史跡指定は啓二のときで、啓二の妻は、「ヘルン旧居覚書」を遺した道子である。
- 13) 桑原羊次郎(慶応 4 年(1868) - 昭和 30 年(1955))松江藩両替商の家に生まれる。明治

後期から昭和前期にかけての美術工芸研究家、社会事業家、政治家（衆議院議員）。号は双蛙（そうあ）。学生時代の恩師は、当時、八雲の世話をして八雲の信頼厚かった西田千太郎。日英博覧会美術部門担当者としてロンドン在任中に八雲の盛名を聞く。小泉八雲記念館の創立にも携わる。

- 14) 「八雲会」は、八雲没後の10年が経過した大正3(1914)年に創立発起がなされ、翌年創立された。「一般社団法人八雲会」では、現在も顕彰活動や八雲研究が継承されている。
- 15) 註9)に同じ

表 2-3 小泉八雲の生涯

西暦	年齢	年 譜
1850 (嘉永3)	0	1850年6月27日ギリシャのサンタ・モウラ島(現在のイオニア諸島レフカダ島)で、アイルランド人で英国陸軍軍医補の父チャールズ・ブッシュ・ハーンとギリシャ人でキシラ島出身の母ローザ・アントニウ・カシマチの次男として生まれた。名前はパトリック・ラフカディオ・ハーン。
1852 (嘉永5)	2	8月1日、母子はギリシャからマルタ経由で父チャールズの実家があるダブリンに到着。その後まもなく祖母エリザベスの妹で資産家の未亡人サラ・ブレナンに引き取られる。
1853 (嘉永6)	3	10月、父が任地グレナダから帰還、初めて対面する。
1854 (安政元)	4	父がクリミア戦争に従軍する為ダブリンを離れると同時に、懐妊中の母は実家のあるキシラ島に帰る。大叔母サラ・ブレナンのもとで生活し、時々ウォーターフォード州のトラモアやメイヨー州のロングを訪れる。弟ジェームズがギリシャで生まれる。
1857 (安政4)	7	1月、父母が離婚。8月、父は再婚相手のアリシア・ゴスリン・クロフォードとその娘2人を伴いインドへ赴任。
1861 (文久元)	11	フランスの教会学校に入学しフランス語を身に着ける。
1863 (文久3)	13	9月、英国ダラム市郊外のアショーにあるカトリック系セント・カスパート・カレッジ・ウシヨウ(全寮制)に入学。厳格な宗教教育に反発を覚える。その前後にフランスでも教育を受ける。
1866 (慶応2)	16	学校で友人たちと遊びの途中で左目を負傷、ダブリンで手術を受けるも失明する。11月21日、父チャールズがマラリアに罹り、帰国途中の船中で息を引き取る(享年48歳)。
1867 (慶応3)	17	遠縁にあたるヘンリー・モリヌーが投機に失敗し、これに出資していたブレナン夫人は破産し、アショー・カレッジを中退。テムズ河岸を彷徨う生活を余儀なくされる。
1869 (明治2)	19	ロンドンまたはル・アーブル(リバプールと書かれたものもある)から移民船に乗りアメリカに渡る。9月初旬ニューヨークに上陸し、親戚を頼ってシンシナティに行くが相手にされず、日雇いの仕事で飢えをしのぐ。印刷屋を営むヘンリー・ワトキンと出会い、仕事を教わる。終生、ワトキンを父のように慕う。
1870 (明治3)	20	頻繁に公立図書館に通い、物語を書いて楽しむ。ボストンの週刊誌に投稿するようになる。
1871 (明治4)	21	1月、サラ・ブレナン死去。送金されるはずの遺産500ポンドが届かず、アイルランドの親戚と縁を断つ。
1872 (明治5)	22	出版社で働く傍ら寄稿を続け、11月にはシンシナティ・エンクワイアラー社の主筆であるジョン・コカリルに文才を認められる。
1874 (明治7)	24	シンシナティ・エンクワイアラー社の正式社員となる。6月、挿絵画家ファーニーとともに週刊誌「イ・ジグランブス」を創刊する。皮革製造所で起きた残忍な殺人事件のルボを書き、事件記者として一躍名をあげる。また、同じ記者仲間のヘンリー・クレビールとの親交を深める。6月14日、下宿の料理人アリシア・フォリー(マティ)と結婚。当時、異人種間結婚は違法とされていたため、7月末、エンクワイアラー社を解雇され、シンシナティ・コマーシャル社に移る。
1877 (明治10)	27	マティとの結婚生活は破綻。コマーシャル社を退職し同社通信員となり、メンフィスを経由してニューオーリンズに到着する。その後「デイリー・シティ・アイテム」紙の準編集者の職を得る。
1879 (明治12)	29	「アイテム」紙で健筆をふるう。3月、なんでも5セントの小さな食堂「不景気屋」を開業するが、相棒に売上金を持ち逃げされ、わずか20日間で閉店。
1880 (明治13)	30	文名も上がり、5月から12月にかけて「アイテム」紙に挿絵記事を書き評判となる。同時に「デモクラット」紙にも寄稿するようになる。
1881 (明治14)	31	12月、「タイムズ＝デモクラット」紙の文芸部長として迎えられ、編集長ページ・ベイカーの理解を得て、自由なテーマでの執筆に専念。
1882 (明治15)	32	4月、翻訳集『クレオパトラの一夜とその他幻想物語集』を自費出版。12月12日、コルフ島の病院にて母ローザが永眠する(享年58才)。この頃、エリザベス・ビスランドがハーンの記事を読み、タイムズ＝デモクラット社に入社。
1883 (明治16)	33	ハーバーズ・マガジンの仕事を始める。
1884 (明治17)	34	6月27日、『異邦文学残葉』を出版。8月末から1か月余り、ビスランドらとメキシコ湾内のグランド島に滞在する。12月16日、ニューオーリンズ万国工業兼綿花百年期博覧会が開幕する。

1885 (明治18)	35	1～2月、博覧会の執筆作業に忙殺される。特に日本館の展示品に興味を惹かれ、日本政府から派遣されていた服部一三と出会う。4月上旬、『ゴンボ・セーブ』『クレオール料理』『ニューオーリンズ周辺の歴史スケッチと案内』を出版。ハーバード・スペンサーの『第一原理』を読み、思想的に大きな影響を受ける。
1887 (明治20)	37	2月24日、『中国霊異談』を出版。5月31日、タイムズ＝デモクラット社を退社。7月、カリブ海のマルティニークへ取材旅行に出かけ約2か月滞在する。10月2日、再びマルティニークに向かい2年間滞在する。
1889 (明治22)	39	9月27日、小説『チータ』を出版。実弟ジェームズ・ハーンから初めて手紙を受け取る。
1890 (明治23)	40	3月11日、『仏領西インド諸島の二年間』を出版。バンクーバーから日本に向けて出発し、4月4日横浜港に到着。5月12日、『ユーマ』を出版。6月、ハーバー社への不満が募り絶縁状を送る。7月19日、島根県尋常中学校及び師範学校の英語教師となる契約を結ぶ。8月下旬、赴任先の松江に出発。8月30日、材木町(現末次本町)の富田旅館に投宿。9月、出雲大社を参拝し外国人で初めて昇殿を許される。11月、京店の織原家別宅に転居。
1891 (明治24)	41	1月1日、羽織袴の正装で年始回り。身の回りの世話をするために小泉セツが雇われる。1月7日頃、風邪にかかり病床に伏す。2月下旬、セツを内縁の妻とする。6月22日、北堀町の根岸邸へセツとともに転居する。8月下旬、日本海沿いに鳥取県の旅をする。チェンパレンの紹介で熊本の第5高等学校への転任を決意し、11月セツと養父母らを伴い松江を離れる。
1892 (明治25)	42	セツと一緒に4月に博多へ、7月には関西や山陰、隠岐へと大旅行する。
1893 (明治26)	43	4月、セツの懐妊を知らされ、帰化を考え始める。11月17日、長男一雄が誕生。
1894 (明治27)	44	1月、第5高等学校において「極東の将来」と題して講演する。9月29日、日本に関する最初の著作『知られぬ日本の面影』(上下2巻)を出版。10月6日、神戸クロニクル社転職のため熊本を離れ、神戸に転居。
1895 (明治28)	45	1月30日、神戸クロニクル社を退社する。3月9日、『東の国から』を出版。12月、帝国大学の外山正一から、英文学講師として招聘する意思を伝えられる。
1896 (明治29)	46	2月10日、帰化手続きが完了し、「小泉八雲」と改名。3月14日、『心』を出版。9月2日、帝国大学英文学科講師の辞令発令になり上京。
1897 (明治30)	47	2月15日、二男巖が誕生。3月15日、西田千太郎が病没(享年36歳)。8月、海水浴の好適地を探して焼津へ。以後毎夏のように避暑に出かける。9月25日、『仏の畑の落穂』出版。
1898 (明治31)	48	8月10日、長谷川書店から日本お伽噺シリーズ(ちりめん本)『猫を描いた少年』を出版。11月頃から一雄に英語教育を始める。12月8日、『異国情緒と回顧』を出版。
1899 (明治32)	49	9月26日、『霊の日本』を出版。12月20日、三男清が誕生。日本お伽噺シリーズ『化け蜘蛛』を出版。
1900 (明治33)	50	1月3日、エリザベス・ビスランドとの文通を再開。3月、外山正一が死去しこれにより大学内で孤立していく。7月24日、『影』を出版。
1901 (明治34)	51	9月24日、二男巖をセツの養母・稲垣トミの養子にし、戸籍を移す。10月2日、『日本雑記』を出版。
1902 (明治35)	52	3月19日、市谷富久町から新宿区大久保の新居に移る。10月22日、『骨董』を出版。11月、ビスランドを通じてアメリカのコネル大学での連続講義を依頼される。
1903 (明治36)	53	1月15日付、東京帝国大学学長井上哲次郎名で、解雇通知を受け取る。3月、英文科の学生数名が八雲の留任を請うが、結局3月31日、東京帝国大学講師を辞す。9月10日、長女寿々子が誕生。しかし、体調に不安を覚える。日本お伽噺シリーズ『団子をなくしたお婆さん』を出版。
1904 (明治37)	54	2月、早稲田大学講師として招聘され、3月9日より出勤する。4月2日、『怪談』を出版。9月19日、午後3時、心臓の発作が起きる。26日、再び心臓発作を起こし午後8時過ぎ息を引き取る。30日、市谷富久町の円融寺で葬儀。雑司ヶ谷の墓地に葬られる。9月、『日本一ひとつの解明』が出版される。

※「小泉八雲、開かれた精神の航跡」小泉八雲記念館 図録 2016年7月6日P69, 70 及び「小泉八雲と松江時代」池野誠 2004年 P349～P355 を編集。

- ・表 2-3 中 16 歳のときの失明の原因を、栈橋などから立ったまま足から入水するダイビングでロープの結び目で左目を負傷したと記した本もあるが、友人たちとのクリケットの最中に、左目を負傷したという説が有力である。
- ・表 2-3 中 34 歳の欄のニューオーリンズ万国博覧会は正式名称を“World’s Industrial and Cotton Centennial Exposition”といい、日本では「万国工業兼綿百年期博覧会」と称され、明治 17 (1884) 年 12 月 16 日から明治 18 (1885) 年 5 月 31 日まで米国ルイジアナ州ニューオーリンズ市で開催された (出典 愛知淑徳大学論集—文学部篇— 第 44 号 2019.3 71-87 楠元町)。

4 周辺の文化財



図 2-5 周辺の文化財 (国土地理院地図)

旧居周辺は、近世初頭に湿地帯を埋め立てて城下町として造成した土地が殆どであるため、周辺の文化財は全て近世以降の文化財で構成されている。②の史跡松江城の北側内堀沿線は、

塩見縄手と呼ばれ①の旧居から④～⑥まで武家屋敷関連遺構が所在している。なお、⑥が立地する区画は、代々家老の屋敷地で、⑥は、旧朝日家家老屋敷の長屋門である。現在は松江歴史館の入口となっており、イベント施設としても活用されている。⑦の明々庵は、島根県指定有形文化財の茶室で、もともとは⑥の区画中にあった有澤家老屋敷の中に建てられ、数度の移築後にこの地に移された。⑧は松江藩の祈願所である普門院の茶室で、待合とともに松江市有形文化財に指定されている。⑩は、松江市指定の天然記念物千手院のしだれ桜である。⑫～⑳は、全て国の登録有形文化財に登録された建造物群で、特に⑮の島根県庁を中心とする⑲までの県関係の建造物群は、モダニズム建築群としても評価されている。㉑は、松江藩主松平家の初代から9代(10代以降は東京)までの墓所で、国の史跡に指定されている。大正期の墓所の整理で廟門に接続する塀や墓石前の門や玉垣は撤去されたものの、代々の墓所の廟門や位牌所である御霊屋などは、良好な状態で保存されている。

表 2-4 周辺の文化財一覧

整理番号	文化財の名称	指定登録区分	種別	文化財の概要
①	史跡小泉八雲旧居	国指定	史跡	八雲が、明治24年(1891)6月から同年11月まで住んだ。
②	史跡松江城	国指定	史跡	昭和9年(1934)史跡指定。
③	松江城天守	国宝	建造物	慶長16年(1611)に完成。
④	塩見畷旧武家屋敷遺構	市指定	建造物	市指定の武家屋敷長屋門1棟と現在、田部美術館のある長屋門。
⑤	武家屋敷	市指定	建造物	享保18(1733)年の大火で焼失後、再建。600石程度の武家屋敷。
⑥	松江藩家老朝日家長屋	市指定	建造物	この一画は家老の屋敷地で、松平家には乙部、朝日、有澤、脇坂、柳多の代々家老5家の広大な屋敷があった。
⑦	明々庵 本席・水屋・鎖の間	県指定	建造物	不昧の好みによって有澤家本邸に建てられたが、数度の移築を行っている。
⑧	観月庵及び待合	市指定	建造物	普門院は、松江藩の祈願所として崇敬を受けていた。この茶室は、九世恵海法印が建てたとされる。
⑨	田原神社随神門	市指定	建造物	享保18年(1733)焼失後、天保7年(1836)に再建。
⑩	千手院のしだれ桜	市指定	天然記念物	千手院は、堀尾・京極・松平家の祈願所。樹齢200年以上と伝わる。
⑪	興雲閣	県指定	建造物	明治天皇の行啓の御旅館の目的で建設し、明治36年(1903)松江市工芸品陳列所として竣工。
⑫	島根大学旧奥谷宿舎(旧制松江高等学校外国人宿舎)	国登録	建造物	大正13年(1924)に2棟建設された外国人宿舎のうちの現存する1棟。
⑬	カラコロ工房(旧日本銀行松江支店)	国登録	建造物	この地域は松江市の金融街ともいべき区域で、昭和13年(1938)長野宇平次によって設計された。
⑭	ごうぎんカラコロ美術館(旧山陰合同銀行北支店)	国登録	建造物	大正15年(1926)國枝工務所の國枝博によって設計された。
⑮	島根県庁舎本庁舎、島根県庁舎議事堂	国登録	官公庁舎	昭和34年(1959)建設省営繕局の安田臣が設計。
⑯	旧島根県立博物館(現島根県庁第三分庁舎)、旧島根県立博物館新館(島根県庁第三分庁舎)	国登録	文化福祉	昭和33年(1958)菊竹清訓の設計により建築。
⑰	島根県立武道館	国登録	文化福祉	昭和45年(1970)菊竹清訓の設計により建築。
⑱	島根県立図書館	国登録	文化福祉	昭和43年(1968)菊竹清訓の設計により建築。
⑲	島根県民会館	国登録	文化福祉	昭和43年(1968)安田臣の設計により建築。
⑳	浅野小児科医院	国登録	建造物	大正元年竣工。当時の松江には珍しい洋館風。
㉑	史跡松江藩主松平家墓所	国指定	史跡	松平家初代直政から9代齊齋(なりよし)までの墓所。幕末の10代定安からは東京の護国寺。関東大震災を契機に倒壊した東京の天徳寺などの墓所から一部を移転し、大正14～15年の2か年をかけて松平家で整備した。初代と七代の廟門が県指定。平成8年(1996)国の史跡指定。

5 周辺の法規制

1) 関連法規等

○文化財保護法

文化財保護法は、文化財の保存・活用と、国民の文化的向上を目的とする法律であり、貝塚、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡で我が国にとって歴史上又は学術上価値の高いものが史跡として指定される。旧居は文化財保護法に基づき保護されており、史跡の現状を変更または保存に影響を与える行為を実施する場合には、文化庁長官の許可を得る必要がある。

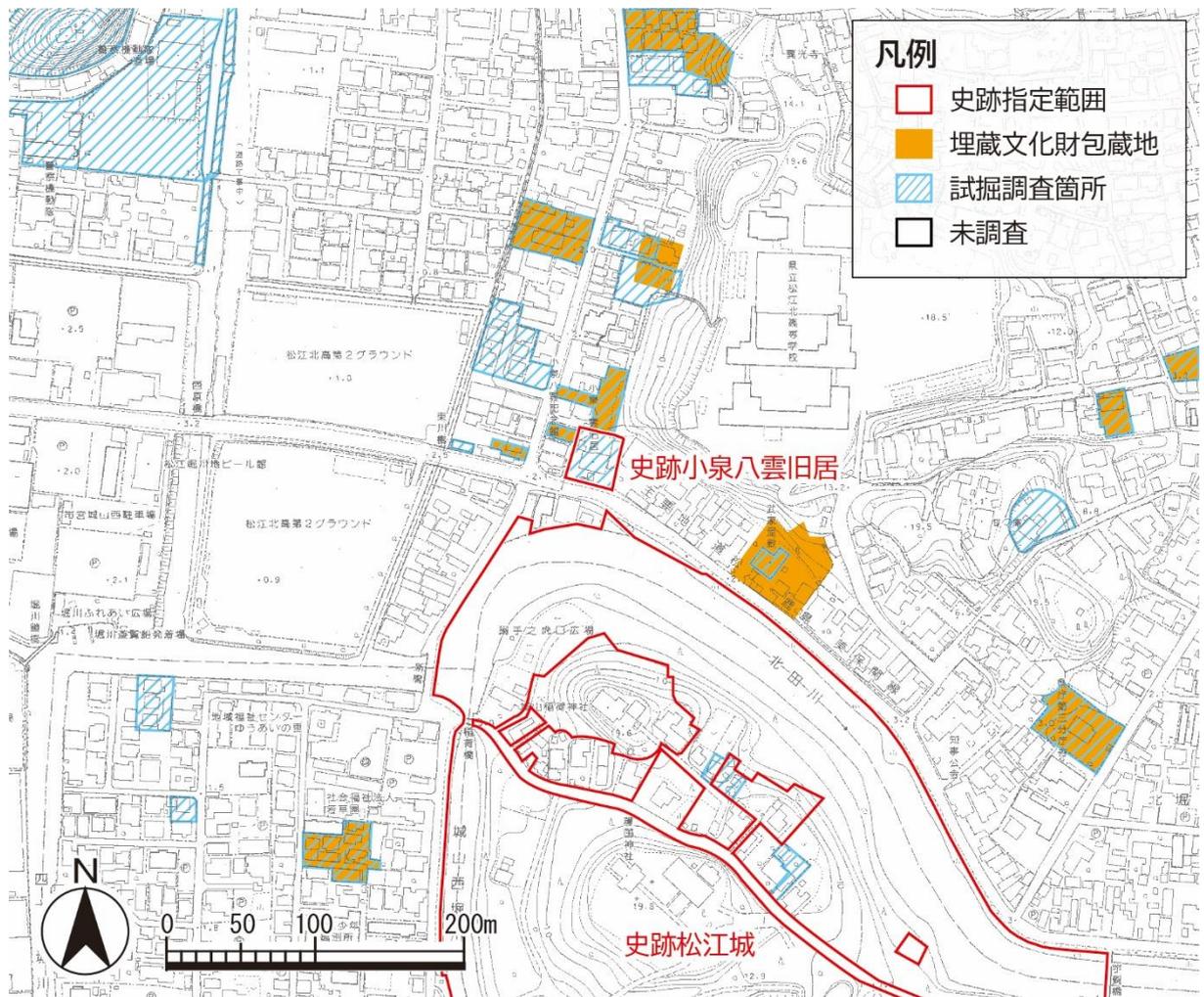


図 2-5 文化財保護法関連図

○都市計画法

都市計画法は、都市計画の内容及びその決定手続、都市計画制限、都市計画事業その他都市計画に関し必要な事項を定めることにより、都市の健全な発展と秩序ある整備を図り、もって国土の均衡ある発展と公共の福祉の増進に寄与することを目的として策定されている。

松江市でも、都市計画区域内における都市施設（道路・公園等）、各種地域地区（用途地

域等)、地区計画の決定、変更を行っている。

【用途地域等】

旧居を含む松江城周辺の用途地域は第一種中高層住居専用地域に指定されている。さらに旧居を含む塩見縄手地区は、景観地区に定められており、史跡の周辺環境を良好に保つための施策が採られている。

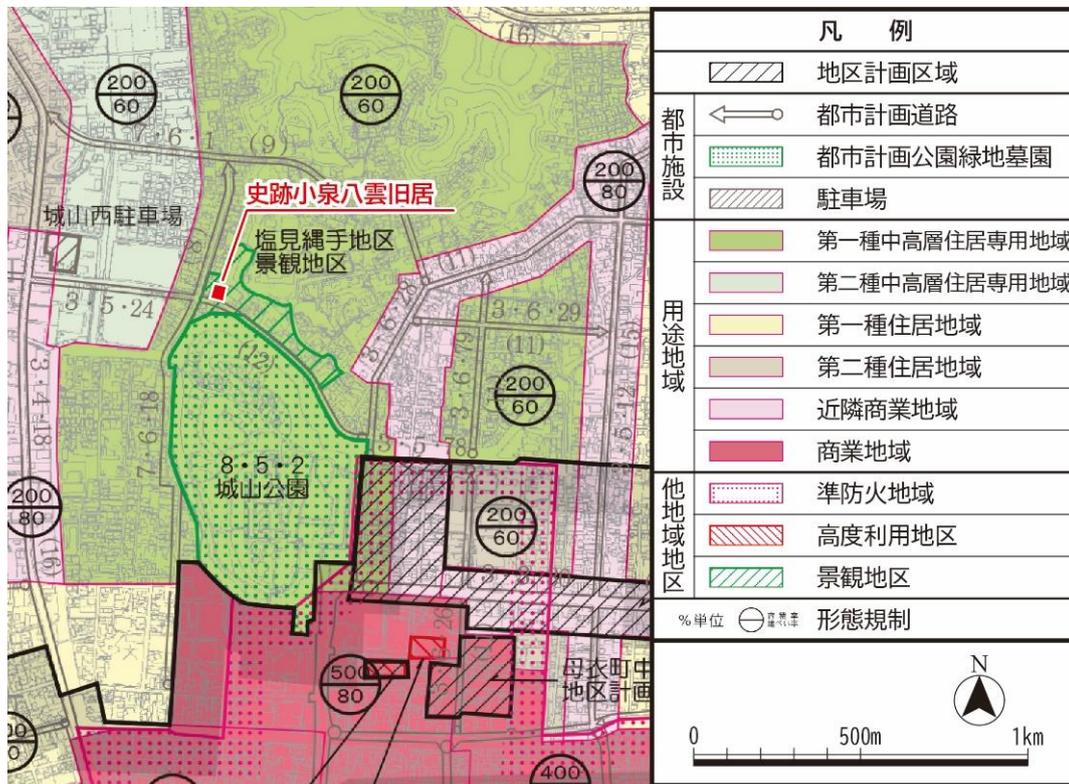


図 2-6 都市計画図

○景観法

景観法は、我が国の都市、農山漁村等における良好な景観の形成を促進するため、景観計画の策定その他の施策を総合的に講ずることにより、美しく風格のある国土の形成、潤いのある豊かな生活環境の創造及び個性的で活力ある地域社会の実現を図り、もって国民生活の向上並びに国民経済及び地域社会の健全な発展に寄与することを目的として策定されている。

景観地区は、都市計画法によって街の景観を維持するために定められた補助的地域地区で、建築物のデザインや色、高さなど多岐にわたり規制することができる。塩見縄手地区（景観地区）は、全国57地区指定されているうちのひとつである。

松江市では、景観法に基づいて「松江市景観計画」を策定し、市全域を「松江市景観計画区域」として景観形成の方針や基準などを示す他、重点的に良好な景観形成を図るべき区域を「景観計画重点区域」として定め、よりきめ細かな基準により規制・誘導を図っており、旧居にとっても良好な周辺環境の整備に寄与している。

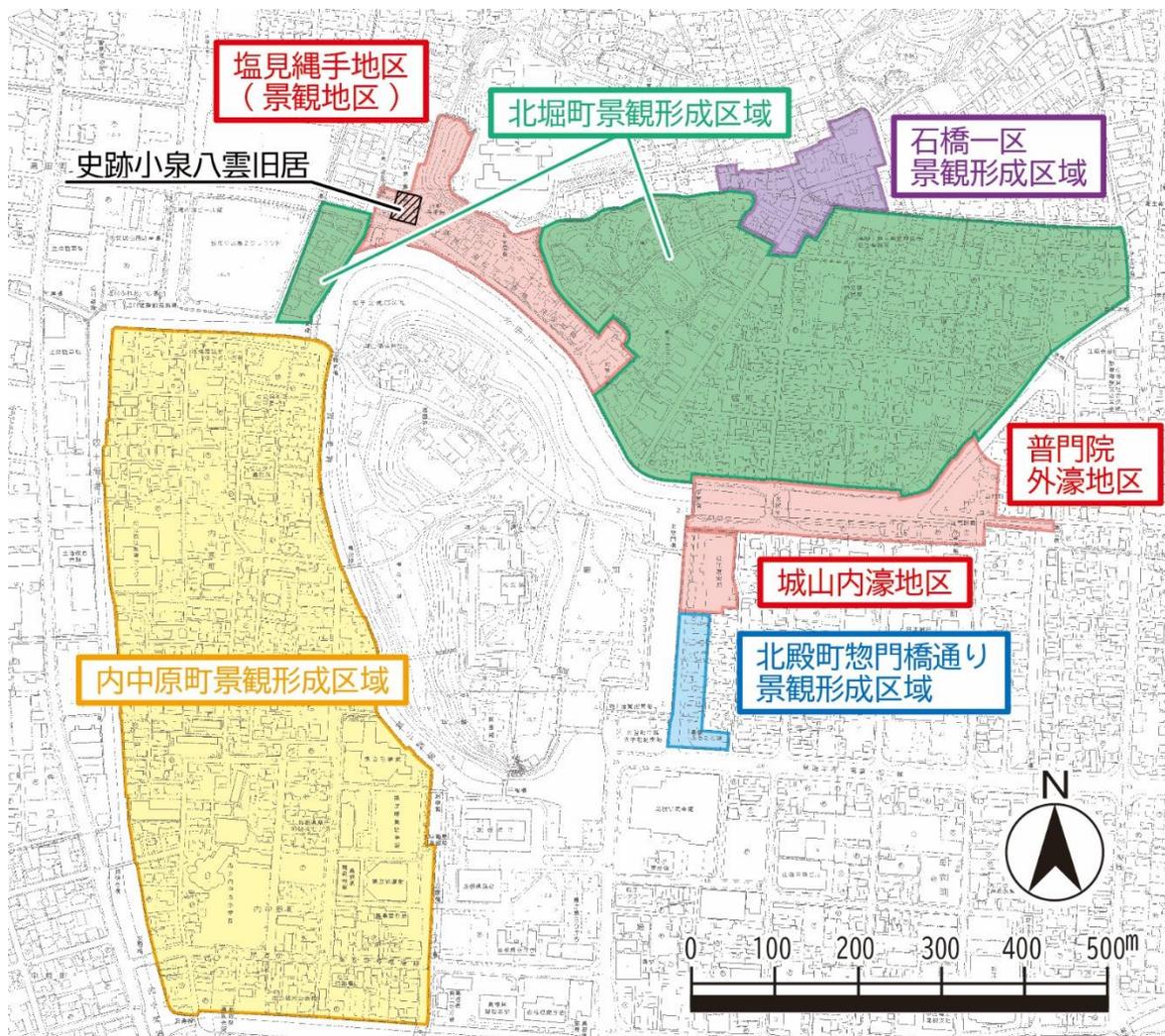


図 2-7 景観計画図

○伝統美観保存区域 塩見縄手地区（景観地区）（平成19(2007)年4月1日指定）

本地区は、重要文化財である松江城の北面に隣接し、かつて中老格の藩士の屋敷が並び、現在もその面影を色濃く残している。昭和48(1973)年松江市伝統美観保存条例の制定と同時に、第1次保存指定地区に指定し、門、塀の復元、堀沿いのマツの移植・補植、電柱移転等、松江を代表する歴史的景観として保存を図ってきた。通りに面して連続する門、塀と老松、堀川などが相まった景観は四季折々に美しく、観光客の周遊ルートとしても重要な観光資源であり、松江市の個性と格式の高さを形成している代表的な景観である。

この塩見縄手地区の景観を松江市固有の歴史・文化的資産として後世の市民に継承されるべきものとし、郷土愛の高揚に資するとともに、広く文化の向上発展に寄与することを

目的とし、景観地区として指定し、その伝統美観を保存している。

○松江国際文化観光都市建設法（昭和26年3月1日法律第7号）

「松江市が明びな風光とわが国の歴史、文化等の正しい理解のため欠くことのできない多くの文化財を保有し、ラフカディオ・ハーン（小泉八雲）の文筆を通じて世界的に著名であることにかんがみて、同市を国際文化観光都市として建設し、その文化観光資源の維持開発及び文化観光施設の整備によって、国際文化の向上を図り世界恒久平和の理想の達成に資するとともに、わが国の経済復興に寄与することを目的」として策定された。

松江国際文化観光都市を建設する都市計画（以下「松江国際文化観光都市建設計画」という）は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第1項に定める都市計画の外、国際文化観光都市としてふさわしい文化観光施設の計画を含むものとし、松江国際文化観光都市を建設する事業（以下「松江国際文化観光都市建設事業」という。）は、松江国際文化観光都市建設計画を実施するものとする示されている。

2) 土地利用に関する制限

計画の対象範囲周辺区域においては、都市計画法における第1種中高層住居専用地域であることによる土地利用規制のほかに、景観法により、さらに上乘せとなる基準を定め、城下町風情の保全、醸成、継承や良好な都市環境の形成を図っている。該当する地域において建築物等の新築や改築、土地の形質の変更等を行う際には、建築基準法の確認申請だけでなく、担当部署に届出等を提出する必要がある。

以下に史跡周辺における土地利用に対して上乘せとなる法的規制の概要を表2-4にまとめる。

表 2-4 法的規制の内容

関係法令	指定等名称・区域	主な規制内容	許可等権限者	対象地 (史跡との関係)
文化財保護法	史跡小泉八雲旧居	現状変更等の行為	文化庁長官の許可	史跡全域
	周知の埋蔵文化財包蔵地；松江城下町遺跡	土木工事等の発掘届出・通知	文化庁長官への届出・通知	北側保全地・記念館北半、および周辺
都市計画法	都市計画区域：市街化区域	1,000㎡以上の開発行為	松江市長の許可	史跡・北側保全地・記念館敷地、および周辺
	用途地域：第一種中高層住居専用地域	建築物等の用途制限		史跡・北側保全地・記念館敷地、および周辺
	景観地区：塩見縄手地区	建築物の形態意匠の制限等 (景観法の規定による制限がある場合は対象外)		
景観法・ 松江市景観計画・松江市景観条例	伝統美観保存区域 (塩見縄手地区)	建築物・工作物の新築(新設)、増築、改築、移転、色彩の変更・模様替等外観を変更する行為、除却。土地の形質の変更、木竹の伐採、屋外における物件の堆積、水面の埋め立て・干拓、都市計画法第4条12項に記載する開発行為等	松江市長への届出	史跡・北側保全地・記念館敷地、および周辺
	北堀町景観形成区域	建築物・工作物の新築(新設)、増築、改築、移転、色彩の変更・模様替え等外観を変更する行為、屋外における物件の堆積、水面の埋め立て・干拓、都市計画法第4条12項に記載する開発行為等のうち、一定規模を超える行為	松江市長への届出	北堀町全域と奥谷町の一部(伝統美観保存地区を除く)
屋外広告物法 松江市屋外広告物条例 松江市景観計画	禁止地域：国、県、市指定文化財及びその敷地、史跡 景観保全型広告整備区域：景観計画重点区域の塩見縄手地区、北堀町景観形成区域	禁止市域：自家用、公共性の高いもの等適用除外以外の広告物掲示の禁止 各区域の屋外広告物景観形成基準に適合した広告物	松江市長への届出	史跡：禁止地域 景観保全型広告整備区域：北側保全地・記念館敷地、および周辺